

こ保給第1411号
令和8年1月14日

各保育・教育施設設置者 様
各施設長・園長 様

横浜市こども青少年局保育・教育給付課長

帳票申請の運用開始について（通知）

日頃から保育・教育行政の推進にご理解、ご協力いただきありがとうございます。
給付費等の請求方法の変更に伴い、これまで各施設の請求明細作成ソフトにて作成していた一部帳票（横浜市請求ソフト上の「月別請求実績表」と「給付額通知書」）を、今後は横浜市にて作成いたします。

翌年度初め（4～5月頃）に全施設を対象に送付させていただくことを予定しておりますが、退所する児童がいる等の理由により年度内の送付をご希望する場合の対応をお知らせします。

1 運用開始

地域型施設：令和8年1月14日
施設型施設：令和8年1月27日

2 申請方法・申請フローについて

別紙参照

3 マニュアル

こちらをご覧ください。

<https://h-k-yokohama.s.cybozu.com/k/84/>

担当 こども青少年局保育・教育部保育・教育給付課

メールアドレス：kd-kyufu@city.yokohama.lg.jp

電話 045-671-0202

045-671-0204

※電話番号のかけ間違いにご注意ください。